区分:Ⅲ

号機	_
件名	保安検査における指摘事項について
不適合の概要	(事象の発生状況) 平成 24 年 1 月 31 日から実施された、柏崎刈羽原子力発電所 5 号機第 13 回定期検査における安全確保上重要な行為に係る保安検査において、燃料取り出し(燃料移動)に従事する作業員を対象とした保安教育・訓練に関する確認が行われ、協力企業の燃料交換機運転員に対する平成 23 年度の保安教育実施計画*の変更にあたり必要な承認行為が行われていなかったことについて、本日までに、保安検査官から保安規定に抵触する可能性があるとのご指摘を受けました。 平成 23 年度の保安教育実施計画の変更内容については、これまでの運用上毎年実施していた保安教育を、保安規定で定められる頻度(教育内容に応じて3年または10年に1度実施)にあわせるよう変更したものです。年度当初には所定の承認手続きを行っておりましたが、変更後に一部の承認手続きを行っておりませんでした。 (安全性への影響) 平成 23 年度の保安教育計画の変更内容については、保安規定に従い策定されていることから、安全上の問題はありません。 なお、本件に関しては、既に不適合として適切に処理し平成 24 年 2 月 8 日に当所ホームページにて公表しております。 * 保安教育実施計画 燃料の取り出し(燃料移動)に関する業務の補助を協力企業が行う場合、当該業務に従事する作業員に対し、関係法令や保安規定の遵守、放射線管理に関する内容等を、保安教育実施計画として定め、その内容を原子炉主任技術者の確認を得て発電所長の承認を得ることとしている。
安全上の重 要度/損傷 の程度	<安全上の重要度> <損傷の程度> 安全上重要な機器等 その他設備 ■ 法令報告不要 □ 調査・検討中
対応状況	平成 23 年度の保安教育実施計画の変更内容については、あらためて発電所内で所定の承認手続きを実施いたしました。 今後、今回の事象を真摯に受け止め、他の教育計画等を含め、しっかりと所定の承認手続きを行うよう、再発防止に努めてまいります。